

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月28日(水) 14時00分～14時40分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 19人(委員総数19人)

会長	19番	土山 浩二					
副会長	2番	金藤 祐治	8番	山田 清			
委員	1番	米田 健一	3番	村上 智彦	4番	吉原 正紀	
	5番	松森 智	6番	安井 常人	7番	上峠 数博	
	9番	高本 博文	10番	村上 正	11番	中司 睦枝	
	12番	大西 寛幸	13番	岡本 幸平	14番	原 弘子	
	15番	片山 博	16番	高橋 泰登	17番	八津川 和司	
	18番	檜原 生夫					

欠席委員 0人

4. 農地利用最適化推進委員の出席 18人(推進委員総数18人)

江良 宗登	中司 邦弘	笠井 博志	檀上 健	行廣 文徳	杉谷 智章
小川 隆三	上 清五郎	宮迫 徹也	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
松浦 徳和	村上 佐代子	藤岡 正宏	江田 敏道	佐々木 崇	植原 宗哉

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第44号 非農地証明申請について
議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)
審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
農用地利用配分計画(案)に対する意見について

第3 議案(報告事項)

報告第38号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
報告第39号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて
報告第40号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する受理について
報告第41号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について
報告第42号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
報告第43号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告第44号 電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置について

第4 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志

事務局職員 高橋 知佐子 中島 幸恵 土本 充 小田 充彦 豊田 詞也

7. 農林水産課職員

職員 主田 孝弘 泉 唯

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議事に入れていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は19名、欠席委員は0名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は18番・檜原生夫委員、1番・米田健一委員をお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は18名です。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第42号、申請番号93番から103番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号93番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は御調町大原の4筆、現況地目は田、面積は合計で6,287㎡です。 譲渡理由は農業廃止、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。 譲受人の経営面積は4,580㎡で、下限面積の2,000㎡を充たします。</p> <p>なお、譲受人は新規就農者ではありませんが、今回、田→畑への変更、また、畑作が初めてということで、営農計画書を提出してもらいました。そこには、柿・桃・イチジクなどの果樹を作付けし、JAに出荷する計画となっております。</p> <p>この申請については、9月6日、土山委員、上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号94番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は御調町市の1筆、現況地目は田、面積は945㎡です。 譲渡理由は農業経営の規模縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。 譲受人の経営面積は1,546㎡ですが、今回の譲受面積を合計すると2,491㎡となり、下限面積の2,000㎡を充たします。</p> <p>この申請については、9月6日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号95番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は向島町立花の1筆、現況地目は畑、面積は100㎡です。 譲渡理由は農業経営の規模縮小、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。 譲受人の経営面積は1,101㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。</p> <p>この申請については、9月5日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号96番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は因島重井町の1筆、現況地目は畑、面積は1,357㎡です。 譲渡理由は農業経営の規模縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。 譲受人の経営面積は2,701㎡で、下限面積の2,000㎡を充たします。</p> <p>この申請については、9月6日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

申請番号97番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は因島重井町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で1,381㎡です。
譲渡理由は農業経営の規模縮小、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。
譲受人の経営面積は11,207㎡で、下限面積の2,000㎡を充たします。
この申請については、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で、現地写真での確認を行いました。

申請番号98番から102番までは、関連案件のため、一括して説明します。
申請番号98番 申請地は瀬戸田町宮原の16筆、現況地目は畑、面積は合計で4,440㎡です。
申請番号99番 申請地は瀬戸田町宮原の8筆、現況地目は畑、面積は合計で7,541㎡です。
申請番号100番 申請地は瀬戸田町宮原の2筆、現況地目は畑、面積は合計で948㎡です。
申請番号101番 申請地は瀬戸田町宮原の1筆、現況地目は畑、面積は2,738㎡です。
申請番号102番 申請地は瀬戸田町御寺の1筆、現況地目は畑、面積は合計で840㎡です。

申請番号98番から102番までは、いずれも、期限の定めのない使用貸借権の設定で、貸渡理由は農業経営の規模縮小、借受理由は新規就農者としてです。
借受人の経営面積は、新規就農者のためありませんが、今回の借受面積の合計が16,507㎡となり、下限面積の3,000㎡を充たします。

なお、新規就農者のため営農計画書が添付されており、柑橘類をJAに出荷する計画となっています。
この申請については、米田委員、江田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号103番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町垂水の2筆、現況地目は畑、面積は合計で1,190㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。
譲受人の経営面積は2,395㎡ですが、今回の譲受面積を合計すると3,585㎡となり、下限面積の3,000㎡を充たします。
この申請については、9月7日、岡本委員、植原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号93番から103番までにつきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

11番委員 申請番号98番から102番について、新規就農者ということですが、新規就農で16,507㎡の管理ができるのですか。

1番委員 この新規就農者は、合同会社〇〇〇〇で2年位柑橘栽培の経験があり、6反位の農地を一人で管理していた。若いからやっていると。思う。

推進委員 この方は尾道から瀬戸田へ来て働いていたが、それではだめだということで瀬戸田に住み始めた。地域の同志会にも入った。地域の人もその人の意気込みを応援している。所有者もこの人なら農地を任せると言っている。

議長 よろしいですか。

11番委員 分かりました。

議長 他にございますか。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号93番から103番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第43号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第43号、申請番号144番から157番までを議案書をもとに説明)

申請番号144番、申請内容は、地上権の設定です。

なお、この地上権につきましては、賃借権と同じく、農地を貸し借りする権利のひとつですが、賃借権との違いとして、地上権は物に対する権利であること、賃借権は人に対する権利であること、また、地上権には地主に登記の義務があることなどの違い挙げられます。

所在は、久山田の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、195㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は第2種農地と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル64枚、発電量9.9kwが計画されています。

譲受人は、福山市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人であり、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。

この申請については、9月2日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

なお、144番の太陽光事案につきましてはFIT制度の対象事業であり、経産省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けており、現在事業者の変更中です。

申請番号145番～148番は関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、すべて売買による所有権の移転です。

所在は美ノ郷町三成の全17筆、地目は田、農振農用地区域外、合計7,337㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。

転用目的は分譲住宅用地で、住宅28区画、駐車場各2区画、団地内道路・公園、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は福山市に本店を置く不動産業を営む法人であり、申請地を取得し、造成後、建築条件付きの分譲住宅用地として販売する予定で、都市計画法に基づく開発許可見込みです。

本件は、建築条件付きの分譲住宅用地への転用案件ですが、この建築条件付きにつきましては、従来、土地の造成のみを目的とする転用は認められておりませんでした。平成31年3月の改正より、住宅については、転用事業者と土地購入者が一定期間内(おおむね3か月)に契約を締結することなどの条件を付することにより、分譲住宅用地として転用が認められるようになったものです。

なお、本件は本年4月の総会において審議いただき、関係他法令の許可待ちでありましたが、申請人より、申請人を個人事業主から合同会社への変更を行いたいとのことで取下願が提出されたのちに、再申請されたものです。

この申請については、9月2日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

なお、本件は3,000㎡を超える転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

申請番号149番、申請内容は、売買による所有権移転です。
所在は浦崎町の1筆の、地目は田、農用地区域外、1165㎡の転用計画です。
申請地は都市計画区域外にあり、農地区分は第2種農地と考えられます。
転用目的は、倉庫・駐車場用地で、倉庫1棟、建築面積540㎡、大型車用駐車場6台が計画されています。

譲受人は、大阪市に本店を置く不動産業を営む法人であり、申請地を取得し、倉庫及び駐車場としたいというものです。

この申請については、9月5日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号150番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は西藤町の1筆、地目は田、農振農用地区域外、1309㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル170枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は、大阪市に本店を置く再生可能エネルギー発電事業などを営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。

なお、本件は経産省による固定価格買取制度（FIT制度）の対象外の事業であり、転用業者が小売電気業者に売電し、小売電気事業者が企業や個人に卸すというものです。

この申請については、9月2日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号151番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は御調町今田の1筆、地目は田、農振農用地区域外、912㎡の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル144枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は、東京都に本店を置く再生可能エネルギー発電事業などを営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、経産省による固定価格買取制度（FIT制度）の対象外の事業です。

この申請については、9月6日、土山委員、上推進委員と事務局職員で、設置業者立会いのもと、現地調査を行いました。

申請番号152番及び153番につきましては、転用目的及び事業者が同一のため、一括して説明いたします。

申請内容は、ともに売買による所有権の移転です。

所在は、御調町大町の全2筆、地目は田、農振農用地区域外、859㎡と1,495㎡の2か所の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は太陽光発電設備で、設備①がパネル138枚、設備②が170枚、ともに発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は、大阪市に本店を置く再生可能エネルギー発電事業などを営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、経産省による固定価格買取制度（FIT制度）の対象外の事業です。

152番・153番の申請については、9月6日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。

申請番号154番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は向島町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、638㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は宅地拡張で、家庭菜園及び駐車場が計画されています。
譲受人は、申請地と隣接する宅地及び建物を同時に取得して、家庭菜園や駐車場として宅地と一体利用したいというものです。

なお、申請地は一部が既に駐車場としての利用状況にあるため、申請に際しては顛末書が添付されています。

この申請については、9月5日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号155番、申請内容は、賃貸借による権利の設定です。
所在は因島重井町の1筆、地目は畑、農振地域外、1, 369㎡の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地と考えられます。

転用目的は、資材置場用地で、事業用の資材置場が計画されています。

借受人は、この度、金属業を起業するにあたり、資材置場を必要とすることから、申請地を借り受けて、事業用の資材置場、仮設事務所、駐車場として使用したいというものです。

この申請については、9月6日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号156番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は瀬戸田町林の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、218㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、土地改良事業（農業構造改善事業）を施行した農地であり、農地区分は、第1種と考えられます。

転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積67.28㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、この度申請地を取得して、住宅を新築したいというものです。

申請番号157番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は瀬戸田町林の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、247㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、土地改良事業（農業構造改善事業）を施行した農地であり、農地区分は、第1種と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積81.15㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、この度申請地を取得して、住宅を新築したいというものです。

156番157番の両案件は、ともに第1種農地でございますが、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものです。

この申請については、9月7日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

なお、両件ともに第1種農地に係る転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

以上、全ての申請のうち、太陽光案件につきましては、申請地に隣接する農地の所有者及び住宅の住人に対し、申請代理人が事前に事業説明を行っており、事業に対する同意書が提出されております。

なお、一部には、農地所有者及び住人との接触が困難で未提出のものもありますが、申請代理人に対しては、引き続き同意書の徴取に努めるよう指導しております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号151番から157番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。

また申請番号145番から148番及び156番、157番の案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取し、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

議 長

次に、議案第44号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第44号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第44号、申請番号129番から143番までを議案書をもとに説明)

申請番号64番、久山田町の2筆、現況地目は原野、面積は合わせて852㎡です。利用状況は、平成4年に相続して以降耕作をしておらず、現在は雑草等が繁茂し、原野化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、9月2日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野に判定されました。

申請番号65番、百島町の2筆、現況地目は山林、面積は合わせて336㎡です。

利用状況は、昭和58年から耕作をしておらず、現在は山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

この申請については、9月5日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号66番、因島田熊町の3筆、現況地目は山林、面積は合わせて689㎡です。

利用状況は、平成24年以降耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域、用途地域外です。

この申請については、9月6日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号67番、因島重井町の9筆、現況地目は山林、面積は合わせて6,531㎡です。

利用状況は、平成10年頃から耕作をしておらず、現在は山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域 用途地域外です。

この申請については、9月6日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号64番から67番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議 長

次に、議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第45号、農業経営基盤強化促進法18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）、ご説明いたします。

（議案第45号、申請番号173番を議案書をもとに説明）

申請番号173番、土地の所在は向島町岩子島字浜之浦、地目は現況登記ともに畑、面積は975㎡のうち700㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は1筆当たり50,000円、利用目的は野菜、契約期間は令和4年10月4日から令和14年12月31日です。

この農地については、農地中間管理機構から借り受けする耕作希望者はすでにおり、これについては、審議事項2で審議させていただきます。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

（補足説明、質問、意見なし）

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号173番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議 長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項（2）「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産
課職員

それでは、市からの意見聴取案件である審議事項（2）「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用配分計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

（議案書をもとに説明）

今回は1件1筆の農用地利用配分計画（案）についてです。本日の総会におきまして、土地所有者から農地中間管理機構への農用地利用集積計画が審議されたものです。

番号1番、向島町岩子島字浜之浦の1筆、975㎡のうち700㎡についてです。農地中間管理機構から転貸後は認定新規就農者の野菜の生産用地として使用されます。権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和14年12月31日までです。

本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用配分計画の認可を広島県が判断することになります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長	<p>ただいま、農林水産課より説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>農用地利用配分計画(案)については、異議ない旨の意見決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。</p> <p>農林水産課の方、ご苦勞様でした。</p> <p>[農林水産課、退席]</p>
議 長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第38号から第44号までを一括して審査を行います。</p> <p>農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようなので、報告事項を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。</p>
議 長	<p>次に、その他に入ります。</p> <p>まず最初に、各調査区での活動状況を報告していただきます。</p> <p>報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。</p>
各委員	<p>(活動状況報告：省略)</p>
議 長	<p>次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。</p>
事務局	<p>(その他・連絡事項について説明)</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p>
事務局	<p>(質疑応答)</p>
議 長	<p>それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>閉会にあたり副会長があいさつをいたします。</p>
副会長	<p>長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。</p> <p>本日はご苦勞様でした。</p>